制定　令和７年 10 月１日
［一部改定　令和８年 10 月１日］

漁港漁場関係工事における週休２日試行工事の運用基準

1. 対象工事

沖縄県農林水産部が所管する漁港漁場関係工事積算基準を適用した漁港漁場関係工事及び海岸工事を対象とする。

ただし、発注時において、現場条件等から週休２日により難い工事については、対象外とすることができる。

２．発注方式

・発注者指定方式（原則、全ての対象工事）

発注者が、月単位の週休２日に取り組むことを指定しているもの。

・受注者希望方式

発注者が指定しない場合で、受注者が工事着手前に発注者に対して協議したうえで月単位の週休２日に取り組むもの。

３．用語の定義

（１）週休２日

対象期間において、全ての月毎で４週８休相当以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（２）４週８休

対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。（別紙の①）なお、降雨等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（３）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、以下の期間等は対象外とする。

・年末年始６日間
・夏季休暇３日間
・工場製作のみを実施している期間
・工事全体を一時中止している期間
・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
・受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間（ただし、監督職員と事前確認の上、承認を得ること）
・暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月（別紙の②）

（４）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所における事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（５）完全週休２日

対象期間において、全ての週の土日に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（６）現場一斉閉所日

毎月第４土曜日日曜日に実施する。

４．積算方法

（１）補正係数

・共通仮設費率及び現場管理費率　　：水産庁で定めている最新の通知等（水産庁直轄工事における休日確保方針（試行）（改定））を準用する。（※）

（※）適用する通知については、以下のとおりとする。

【当該年度の４月１日から９月30日までに予算執行伺いを決裁する工事】

当該年度の前年度以前に定めている最新の通知を適用する。

【当該年度の10月１日から３月31日までに予算執行伺いを決裁する工事】

当該年度以前に定めている最新の通知を適用する。

（２）補正方法

共通仮設費率等に「（１）補正係数」を乗じたうえで予定価格を算出する。

４週８休以上の達成が見込まれない場合は、補正分を減額変更する。

５．確認方法等

① 受注者は４週８休以上の取得計画を記載した「取得計画表（参考様式１）」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付すること。

② 受注者は毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書（参考様式２）」を発注者へ提出する。

③ 発注者は施工プロセスチェック時に、日報等により休日の確保を行った記録を確認する。

④ 週休２日の取り組み状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

６．対象工事である旨等の明示

① 月単位の週休２日に取り組む工事の対象となり、現場閉所状況に応じて労務単価等の補正を行う旨を特記仕様書、入札説明書等に明示する。

② 当初発注時点において、現場閉所による週休２日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

③ 工事契約後、週休２日の対象期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休２日の対象外とする期間は、災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

④ やむを得ず現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休２日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

７．工事成績評定

工事成績評定については、「県農林水産部実施要領」8.工事成績評定に基づき実施するものとする。

８．週休２日実施証明書

週休２日実施証明については、「県農林水産部実施要領」4.週休２日実施証明書に基づき実施するものとする。

９．入札公告記載例

１　工事概要 －(13)その他 － 週休２日試行工事

本工事は、月単位の週休２日確保の取組を推進する試行工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。

10．特記仕様書記載例

第○条　漁港漁場関係工事における週休２日試行工事について

本工事は「沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休２日試行工事の運用基準」に基づき、月単位の週休２日に取り組む工事の対象である。

月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月毎で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう（全ての月毎で現場閉所率が２８．５％（８日／２８日）以上）（土日でなくても可)。やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合は、振り替えの休日を取得するものとする。

工事着手前に、月単位の４週８休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、監督員の確認を得たうえで、施工計画書に添付するものとする。

毎月の履行報告書と併せて休日取得状況報告書を発注者へ提出する。週休２日の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。なお、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じて点数を減ずる措置を行う。

予定価格については、月単位の４週８休以上を達成した場合の補正係数を労務単価等に乗じたうえで作成している。４週８休以上の達成が見込まれない場合は、補正分を減額変更するものとする。

ア）現場閉所率が２８．５％（８日／２８日）以上の場合

・共通仮設費率　１．０２

・現場管理費率　１．０３

工事現場の公衆の見やすい場所に週休２日の取得状況を掲示するものとする。

11. 留意事項

（１）週休２日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、水産庁漁港漁場整備部整備課制定「漁港・漁場工事の工期の設定に関するガイドライン」に基づき適正に工期設定を行うこととする。

（２）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率 を適用し、その判断基準は金額による。（本要領は、漁港漁場関係工事積算基準の主たる工種を 適用している場合が対象。）

附則

１．本運用基準は令和８年 10 月１日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。

２．令和８年９月 30 日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。